

付 則

第1条 沖縄総合事務局が所有する磁気探査機器（以後物品）の貸付を受けるには以下の条件を満すること。

- 1) 対象とする探査は陸上部における水平探査。
(鉛直探査は対象外、経層を探査する場合は、借受人責において層毎に日程調整を行うこと。)
- 2) 探査実施日までに、草刈り等を実施し探査が可能な準備を行うこと。
- 3) 貸付物品以外に必要な機材等は借受人にて準備すること。
- 4) 探査に必要な労務等は借受人にて準備すること。

第2条 物品貸付に当たり、借受人に対し研修修了証及び所属を証明する書類の提示を求め、運転免許証及び提示された書類の写しをとることがある。

第3条 沖縄総合事務局は、借受人が貸付期間中に以下に該当した場合は、貸付を解除し、直ちに返還を請求することができるものとする。

- 1) 本付則の規約及び物品貸付承認通知書添付の「貸付条件」に違反した場合。
- 2) 借受人の責に帰す事由により破損事故等を起こした場合。

この場合において、借受人に損害が発生した場合、沖縄総合事務局は借受人に一切の補償の責任を負わないものとする。

第4条 沖縄総合事務局は、借受人が以下に該当する場合には、貸付を断る場合がある。

- 1) 貸付に必要な研修修了証を有していない場合。
- 2) 物品借受申請書において書類に不備がある場合。
- 3) 現場状況により磁気探査の実施が困難であると判断された場合。
- 4) 身元、身分を証明する運転免許証等を提示できない場合。
- 5) 借受の際、申請書に記載した借受人と物品引き渡し時の来局者が異なる場合。
- 6) 前回の借付時において条件違反、報告書の提出不履行等貸付が不適と判断された場合。

この場合において、借受人に損害が発生した場合、沖縄総合事務局は借受人に一切の補償の責任を負わないものとする。

第5条 借受人は、物品の借受期間中、交付を受けた磁気探査研修修了証及び物品の借受書を携帯しなければならない。

第6条 沖縄総合事務局は、借受人及び派遣技術者と協動して物品の動作確認を行い、物品に不良がないこと等を確認したうえで当該物品を貸付ます。

- 2) 事前チェックにおいて動作不良等の事由により物品を貸付することができない場合、及び日程調整の不備等で借受人に損害が発生した場合、沖縄総合事務局は借受人に一切の補償の責任を負わないものとする。

第7条 派遣技術者と詳細な日程調整は借受人が行う。

日程調整の不備により損害が発生した場合、沖縄総合事務局は一切の補償の責任を負わないものとする。

第8条 借受人は、物品を転貸、又は他に担保の用に供する等、沖縄総合事務局の所有権を侵害することとなる一切の行為をしてはならない。

第9条 借受人は、貸付された物品を使用して第三者又は沖縄総合事務局に損害を与える、その損害を賠償する責任がある場合は、その責を負うものとする。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除く。

第10条 借受人は、借受期間中に物品の異常又は故障を発見した場合は、直ちに使用を中止し、沖縄総合事務局に連絡するとともに、沖縄総合事務局の指示に従うものとする。

この場合において、借受人に損害が発生した場合、沖縄総合事務局は借受人に一切

の補償の責任を負わないものとする。

- 第11条 借受人は、物品を沖縄総合事務局に返還する場合、通常の使用による磨耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとする。
- 2 沖縄総合事務局は、物品の返還に当たって、借受人の立会いのうえ、物品の状態を確認するものとする。
 - 3 借受人は、物品の返還に当たって、沖縄総合事務局の立会いのうえ、動作確認をし返還するものとする。
 - 4 借受人は、物品の返還時に探査内容を取りまとめた報告書の提出をおこなうものとする。

第12条 借受人は、物品を借受期間内に返還するものとする。

- 2 借受人は、引き続き使用を希望する場合は、貸付期間中に改めて手続きを行うものとする。

第13条 沖縄総合事務局は、借受人が借受期間が満了したにもかかわらず、指定された返還場所に物品の返還をせず、かつ、沖縄総合事務局の返還請求に応じない場合、又は借受人の所在が不明等返還が見込まれない場合は、法的手続き等の措置をとるものとする。

第14条 探査記録等の資料については、借受人にて保管し、不発弾等事前調査システム利用者等の個別の問い合わせについて対応を行うものとする。

第15条 借受物品使用時において発生した問題等については借受人の責において対応するものとする。